

新型コロナウイルス感染症に伴う 助成金・給付金について

接骨院(個人事業主)が資金繰りのため申請できるものは

1. 無利子・無担保融資
2. 国税・地方税の猶予
3. 給付(持続化給付金)
4. 感染防止の設備の整備費助成(新型コロナウイルス感染防止緊急対策事業費)



と種類はいくつかあります。

今回接骨院でも申請可能な**持続化給付金**、**新型コロナウイルス感染防止緊急対策事業費**について説明します。

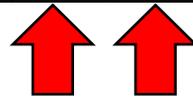
※ 事務局では助成金・給付金の質問に答えられないので注意！

持続化給付金（売りが半減）

令和2年1月から12月の間で月の売りが、昨年の
同じ月より50%以上減った月があれば申請できる。



売上げ	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
昨年	50万	50万	60万	70万	75万	80万	75万	70万	75万	70万	70万	65万	810万
令和2年	30万	28万	29万	30万	50万	50万	60万	70万	80万	90万	85万	75万	677万

 3月、4月は50%以上減った

計算方法：**昨年の総売上げ額**－（**選択した月の売上げ額**×12か月）

例

昨年の売上げ額 **810万円**

昨年の売上げ：810万円－（選択した4月：30万円×12か月）＝**450万円**

（450万円に対して給付額が算定されます。）

※ 個人事業（接骨院）は上限が100万円

（最大が100万円なので満額給付されるわけではない。）

持続化給付金の申請

パソコン・スマホの方は

Jizokuka-kyufu.jp のサイトへ



このサイトでは申請方法、必要書類等について書かれています。
(このサイトで電子申請すれば最短2週間程度で入金されます。)

電話の方は

0120-115-570 (持続化給付金事業コールセンター)

8時30分～19時受付:5月6月毎日)で聞いてください。

(7月は土日を除く、8月は17時まで土日を除く)



予約制の申請支援(必要情報の入力等)を行う申請サポートセンター
会場が全国に順次設置される予定です。

新型コロナウイルス感染防止緊急対策事業費

(この事業費は現在自民党を通じて県に要望中です。)

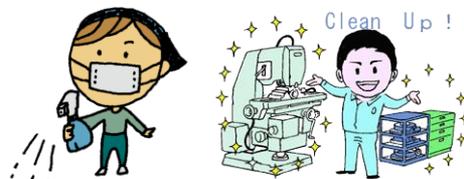


助成対象設備

飛沫感染防止アクリル板、透明ビニールカーテン、非接触型自動水栓、トイレ内の人勧センサー付き照明器具、店内の換気に必要な網戸、自動消毒液噴霧器、非接触体温計

助成対象となる整備期間

令和2年5月7日(木)～6月15日までの間に整備される設備、但し4月1日(水)～5月6日(水)までに整備されたものも、整備されたことがわかる書類を提出すれば対象となる。



助成額 定額10万円



事業費12万5千円以上(消費税及び地方消費税の額を含む)のものに限る

問い合わせ先 協力金コールセンター TEL076-444-5591